

粒子線治療に係る統一治療方針の修正案の取扱い等について（案）

1. 経緯

- 先進医療Aにおける粒子線治療に関しては平成28年度以降、統一治療方針に規定された疾患のみに対して実施しているが、平成29年6月8日の本会議において、日本放射線腫瘍学会（以下、「学会」という。）より提出された統一治療方針の修正案の取扱い等について、以下の指摘がなされた。
 - ① 統一治療方針の修正案（参考資料1）のうち、肺・縦隔の治療方針について、さらなる修正、追記等が必要。
 - ② 統一治療方針の策定過程の確認が必要。
 - ③ 各施設におけるカンサーボードの設置状況やカンサーボードにおける議論の概要について確認が必要。
- これらの指摘を受け、学会に対して統一治療方針の修正案、学会における統一治療方針の策定過程及び各施設におけるカンサーボードの現状について提出を依頼したところ。

2. 今後の取扱いについて（案）

- 学会より提出された、修正後の肺・縦隔の統一治療方針（参考資料2）、学会における統一治療方針作成の過程（参考資料3）、並びに各施設におけるカンサーボードの現状について、先進医療会議で確認した上で、修正された統一治療方針に則った治療を実施してはどうか。